

# 岐阜県保育士就職支援資金の概要

## I 岐阜県保育士就職支援資金とは

県内の保育士の離職防止や潜在保育士（保育士資格を有するが、保育士として勤務していない者）の就職支援等を目的に資金を貸付け、保育人材の確保及び定着を図るもので、次の3つの貸付があります。

事業名	保育補助者雇上費貸付	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	就職準備金貸付
貸付対象	新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者。 ①保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。） ②小規模保育事業を行う者。 ③事業所内保育事業を行う者。 ④企業主導型保育事業を行う者。	①未就学児をもつ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方 ②県内の保育所等で雇用されている未就学児をもつ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰する方	潜在保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方
貸付条件 ※1	保育補助者の雇用	保育所等での勤務（週20時間以上）かつ未就学児の保育所等の利用	保育所等での勤務（週20時間以上）
連帯保証人	1名。（貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人とします。）		
貸付額	年額29万5千円以内（3年間を限度）	保育料の半額（1年間を限度とし、かつ月額2万7千円以内）	40万円以内（1回限り）※2
利子	無利子	無利子	無利子
貸付契約の解除	貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。	貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。	貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。
貸付の休止	保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。	疾病その他の理由により休職したとき。	—
返還免除条件	保育補助者が3年以内に保育士資格を取得	県内の保育所等において、保育士として2年間従事	県内の保育所等において、保育士として2年間従事
返還	保育補助者を返還免除対象業務に従事させなかったとき。	返還免除対象業務に従事しなくなったとき、または要件を満たさなくなったとき。	返還免除対象業務に従事しなくなったとき、または要件を満たさなくなったとき。
返還期間	貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内	貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内	2年以内
履行猶予	保育補助者が返還免除対象業務に従事しているとき。	返還免除対象業務に従事しているとき。	返還免除対象業務に従事しているとき。
延滞利子	年5%	年5%	年5%

※1 勤務開始時点から、貸付条件を満たしている必要があります。

※2 貸付限度額は年度により変動する場合があります。

## II 対象施設（事業所）・対象者

岐阜県保育士就職支援資金（以下「就職支援資金」）の貸付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。なお、他都道府県が実施する保育士就職支援資金又は他機関や他団体から保育士就職支援に関する同種の資金を借り受ける場合、貸付けの対象となりません。

### 1 保育補助者雇上費貸付

以下の要件を満たす県内の施設又は事業者であること。

・新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者

- ① 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- ② 小規模保育事業を行う者
- ③ 事業所内保育事業を行う者
- ④ 企業主導型保育事業を行う者

※①の保育所には、保育所型認定こども園を含みます。

※②③は地域型保育給付費、又は特例地域型保育給付費、④は企業主導型保育事業費補助金の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

※貸付要件に該当する年度の翌年度に貸付申請された場合には、翌年度4月分からの月額をお貸しすることとなります。

・保育補助者は、1施設又は事業所につき1名とします。

・保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けた者、またはこれと同等の知識及び技能があると社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長が認める者であること。

なお、ここでいう「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする保育所への勤務開始後、実習を受けても差し支えない。

### 2 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

以下の(1)(2)いずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として、週20時間以上勤務すること。

- (1) 未就学児を持つ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する者
- (2) 県内の保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇または、育児休業から復帰する者

※貸付要件に該当する年度の翌年度に貸付申請された場合には、翌年度4月分からの月額をお貸しすることとなります。

### 3 就職準備金貸付

以下の(1)(2)の要件を全て満たす者。ただし、保育士として、週20時間以上勤務すること。

- (1) 以下の施設又は事業を離職した者。または勤務経験のない者

【保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園】

- (2) 潜在保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する者

※保育所等の対象施設、事業は次のとおりです。（実施要綱第4(2)①参照）

- ア 保育所
- イ 幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設
- ウ 認定こども園
- エ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同法第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 病児保育事業であって、県または岐阜市に開始届出を行ったもの
- カ 一時預かり事業であって、県または岐阜市に開始届出を行ったもの
- キ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する山間地その他の地域において特例保育を実施する施設
- ク 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ケ 企業主導型保育事業

### III 就職支援資金の貸付申請手続

就職支援資金の貸付けを希望する者は、「保育士就職支援資金貸付申請書」（第1号様式）に住民票等、必要な書類を添付して、勤務する保育所等が所在する市町村の保育担当窓口で「市町村保育担当窓口確認票」（第2号様式）にて確認を受けた上で申請してください。

また「申請者セルフチェックシート」で記載漏れ、添付書類漏れがないか確認をお願いします。

### IV 申請期限

勤務開始から1年以内です。

勤務開始後、書類が整い次第すみやかに申請してください。

保育補助者雇上費貸付、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付については、勤務開始（復帰）の翌年度に申請された場合は、翌年度の4月分からの貸付になりますのでご注意ください。

### V 募集期間

#### 1. 保育補助者雇上費貸付・未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

締切日までに申請があった場合は審査の後、送金月に届出口座に送金いたします。

	申請締切日	送金月
第1期	6月末	7月
第2期	9月末	10月
第3期	12月末	1月
第4期	2月末	3月

#### 2. 就職準備金貸付

申請締切日 毎月末

送金予定日 申請の翌月末

※貸付決定後の書類提出が遅れると、送金予定日に送金できない場合があります。

### VI 書類提出等

就職支援資金の貸付を受けた方は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで各種届出等を行う必要があります。これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予等の申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出等を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますから、ご留意願います。

なお、届出等が必要な場合につきましては、提出書類一覧を参照してください。

### VII 問い合わせ先

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館3階

ホームページ <http://www.winc.or.jp/>

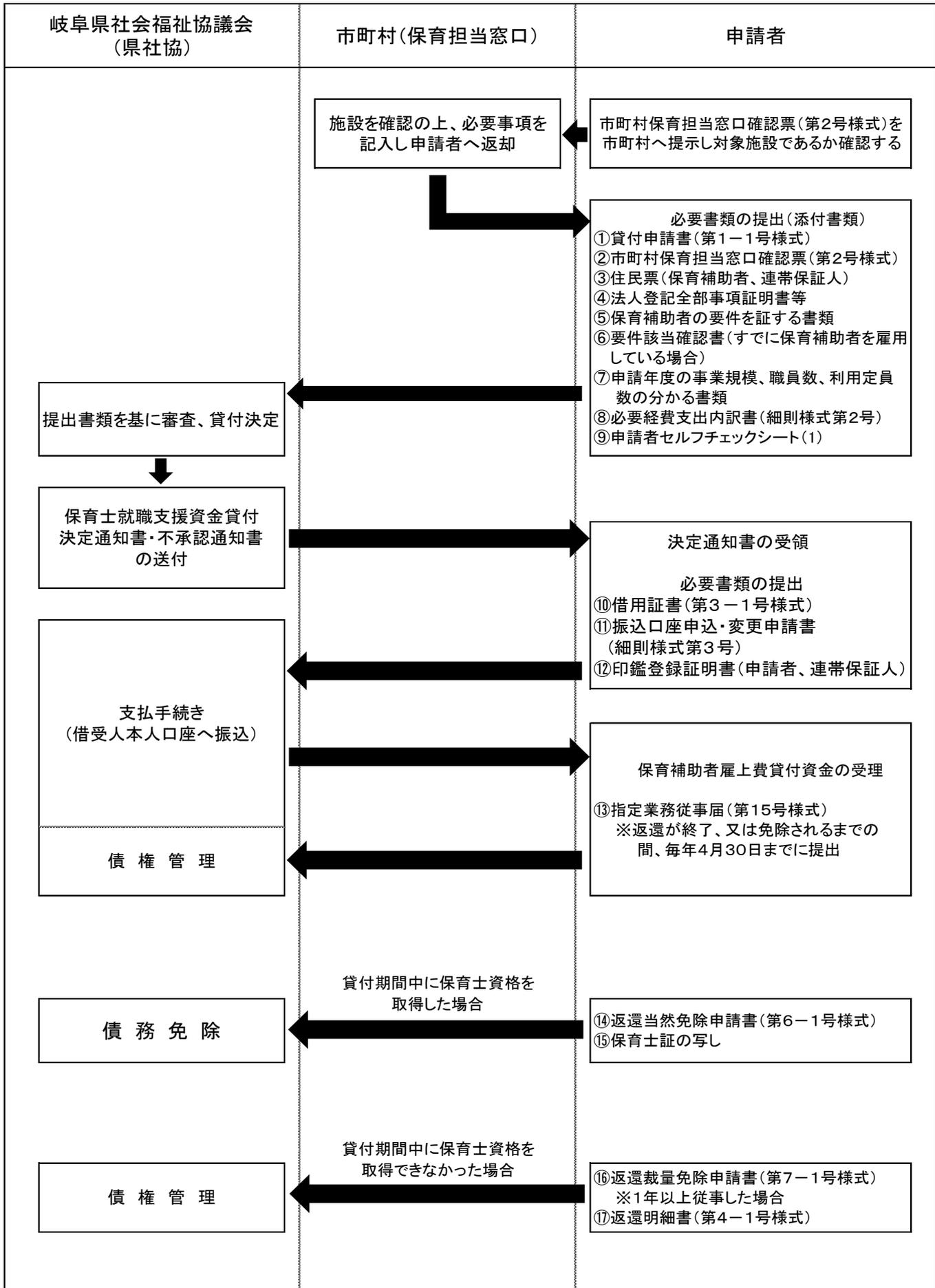
TEL : 058-273-1111 (内線 2679)

FAX : 058-276-2571

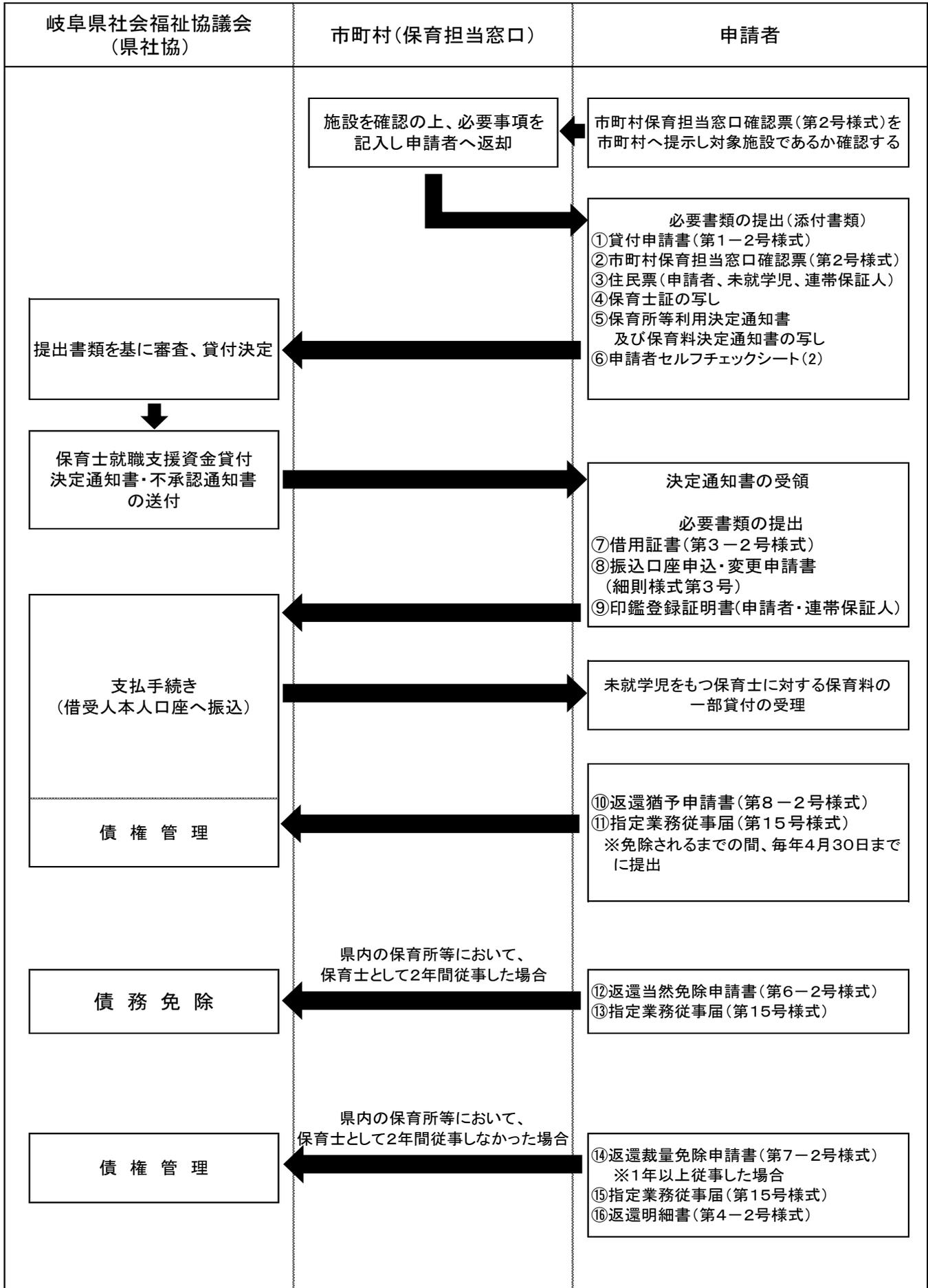
E-mail : [hoikushugaku@winc.or.jp](mailto:hoikushugaku@winc.or.jp)



# 保育補助者雇上費貸付の流れ



# 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の流れ



# 就職準備金貸付の流れ

